公 表 第 13 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市議会議長、久留米市選挙管理委員会委員長、久留米市公平委員会委員長及び久留米市田主丸財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年9月9日

久留米市監査委員権 藤満久留米市監査委員樋 口 明 男久留米市監査委員甲斐田 義 弘久留米市監査委員塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成24年度 部局名: 田主丸財産区

	指摘事項等			措置状況等	
意見	財物品務事務監查	ま むい	備品に係る台帳は作成されているが、備品を含物品の取り扱いに関する規程自体が整備されていないので、必要な例規整備について検討し、取組まれたい。	意見を受け、久留米市田主丸財産区物品取扱要綱 を制定し、平成30年5月1日施行しました。	